

宮古地方振興局長告示第12号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者が指定居宅サービスの事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

平成21年7月14日

宮古地方振興局長 田 山 清

訪問介護

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	廃止年月日
0360290230	ヘルパーステーションほほえみ	宮古市崎鉾ヶ崎第9地割39番地27	医療法人孝仁会	平成21年5月31日